

仕様書

1 概要

- (1) 件名 逗子市立小中学校（7校）の電力供給
- (2) 需要場所 別紙1のとおり

2 仕様

(1) 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000ボルト
エ 標準周波数	50ヘルツ
オ 受電方式	1回線受電方式
カ 蓄熱式負荷設備	なし
キ 非常用自家発電設備	なし
ク 電力会社の検針方法	検針員による検針
ケ 計量器の構成	電力需給用複合計器（通信機能あり）

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力及び予定使用電力量 別紙1のとおり
（各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- イ 月別使用電力量及び最大需要電力量実績 別紙2のとおり

(3) 使用期間

2024年（令和6年）6月1日0時00分から2025年（令和7年）5月31日24時00分まで

(4) 供給電気の種類等

供給電力量の100%を再生可能エネルギー電気とすること。

再生可能エネルギー電気とは、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもので、次のいずれか又は組合せによる環境価値を有するものが該当する。

- ア 非FIT電気とその量に応じた非化石証書等

（再生可能エネルギー電気のうち、FIT電気以外をいう。ただし、環境価値を手放していないものに限る。）

非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又はJ-クレジット（再エネ由来）をいう。）

イ FIT 電気とその量に応じた非化石証書等

ウ 電源を特定せずに調達した電気とその量に応じた非化石証書等

(5) 需給地点

需要場所における一般送配電事業者が管理する架空引込線と本市の開閉器（P A S）電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

基本料金（単価）及び電力量料金（単価）を定め、月ごとに契約電力及び使用電力に応じて料金を支払う単価契約とする。

※電力量料金については、使用電力量に積算内訳書（燃料費調整を行う場合については①による。）の料金を乗じて計算した金額とする。

【計算例】

電力量料金＝ 使用電力量×（電力量契約単価＋燃料費等調整単価）＋使用電力量×再生可能エネルギー賦課金

① 燃料費調整燃料費の変動などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、受注者、発注者協議の上決定する。ただし当該地域を管轄する一般送配電事業者の燃料費等調整額を超えない範囲とする。

②再生可能エネルギー賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金として当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

(2) 他の一般送配電事業者に値上げがあった場合においても、基本料金の増額は認められないものとする。

(3) 料金の請求方法については、「各施設ごと」又は「全施設をまとめて（内訳書（使用電力量、単価、電気料金、最大電力、力率等）の添付）」請求とする。

(4) 支払方法

月払い（後払い）とする。

4 その他

(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

- (2) 使用電力量及び最大需要電力の実績は、別紙2のとおり
- (3) 契約期間中に建て替えや増築等、電力に影響のある工事等は予定していない。
- (4) 契約期間において、6月ごとに各期間の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、需要場所ごとに別紙3「特定電源割当証明書」又はこれに準じた様式を作成し、非化石証書等の証書の写しと併せて送付すること。
- (5) 力率の変動その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他供給条件については、関東管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (6) 電力供給における料金その他計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワットアワーとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - オ 消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税等の額を算定するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
- (7) 受注者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者又はその小売電気事業者と電力販売の取次契約を締結している者であること。また、官公庁発注による電力供給の実績を有する者であること（現在契約中のものも可とする）。
- (8) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等にかかる費用は、受注者の負担とし、調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
- (9) 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継

承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

- (10) この契約において、発注者と受注者の間に紛争が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。